

| 航空自衛隊仕様書 | | | |
|----------------|---------------|---------------|-------------------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 装備品等仕様書 | |
| | 性質による分類 | 個別仕様書 | |
| 物品番号 | | 仕様書番号 | |
| 品名 又は 件名 | 防府北基地仮設隊舎等の借上 | 空幕LPS-計2-0012 | |
| | | 大臣承認 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成 | 令和 6年 3月 1日 |
| | | 改正 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成部隊等名 | 航空幕僚監部 事業計画第2課 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊防府北基地において使用する宇宙関連事業に伴う仮設隊舎等の賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

引用文書は、次による。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建設業法（昭和24年法律第100号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

消防法（昭和23年法律第186号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
省エネルギーの使用の合理化等に関する法律（平成27年法律第53号）
建築物の構造関係技術基準解説書（2020年版）
航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

1.3.2 関連文書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）
消防法施行令（昭和36年政令第37号）
消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

2 役務に関する要求

2.1 全般

プレハブは、公表されている一般的なプレハブ製品とし、日成ビルド工業株式会社フレッシュハウスFR40又はオリエントハウス株式会社OLライトシリーズと同等以上のもの（他社の製品を含む。）とする。その他の詳細は仕様書によるものとする。

2.2 構成及び設置位置

構成は、表1のとおりとし、設置位置は別図第1の点線内を基準とし、特に滑走路側（北側）については、仮囲いを含めて点線内に収まるようにすること。これにより難い場合は、防府北基地司令（以下“基地司令”という。）の承認を得ること。また、既存隊舎へ延焼の恐れがある場合は、監督官と協議の上、必要に応じて防火改修等の措置を行うこと。

表1－構成

| 名称 | 数量 | 単位 | 備考 |
|---------|----|----|------------------------------|
| 仮設隊舎(A) | 1 | 棟 | 2階建て 約500m ² （基準） |
| 仮設隊舎(B) | 1 | 棟 | 2階建て 約500m ² （基準） |
| 仮設倉庫 | 2 | 棟 | 平屋建て 約6m ² （基準） |

2.3 構造・形状・寸法

プレハブの構造、形状及び寸法については、建築基準法第18条の規定に基づく建築主事の審査を受けるものとし、建築基準法及び消防法等に定める関係規定に適合するものとする。

プレハブの詳細は、次のとおりとする。

2.3.1 共通事項

- a) 仮設隊舎（A） 設置場所、滑走路側の仮囲いは航空機の不要物吸い込みによる機体損傷を防止するため、パネルフェンス3m以上とし、その他の仮囲い部分はA型バリケードを基準とする。仮囲いの範囲は安全に作業出来る範囲を見込み、基地司令の承認を得ること。また、工事に必要な現場事務所（3連棟（7, 200m m×5, 600mm程度）2階建て）及び仮設トイレを見込み、位置については、基地司令の承認を得ること。
- b) 足場は先行手摺工法とし、安全に配慮すること。
- c) 消防設備は所轄消防署と協議し、避難誘導設備、消火設備、防火戸設備等の適切な消防設備を設けること。仮設隊舎には消火器を必ず設けること。
- d) 別図第1の仮設隊舎（A）は土等の飛散を配慮したアスファルト舗装を基準とする。仮設隊舎（B）は敷地のレベルに留意すること。

2.3.2 仮設隊舎（A）

2.3.2.1 基本構造・内部仕上げ

寸法は、以下を基準とする。

- a) 建築主要構造部は鉄骨造とし、建築種別はその他とする。
- b) 本建物は、建築基準法第85条第6項及び建築基準法施行令第147条による緩和を適用しないものとする。
- c) 適切に防火上主要間仕切りを設けること。
- d) 2階床荷重条件は、1, 800N/m²を基準とする。
- e) 公共建築物の避難対象建物に該当しないため重要度係数は、1.0とする。
- f) 構造は、軽量鉄骨造（プレース構造を含む。）、2階建てとし、屋外階段を設置すること。平面図は別図第2を、立面図は別図第3基準とする。
- g) 外部寸法（柱芯寸法）は、間口32, 835mm±100mm×奥行7, 355mm±50mmとし軒高7, 800mm±100mmとする。また、各部屋の寸法は別図第2に示す床面積以上とすること。
- h) 基礎は鉄筋コンクリート布基礎とする。設置位置に応じてアスファルト等のカット及び撤去は本契約の範囲内とする。
- i) 屋根は、塗装仕上げを基準とし、折板型（2重折板）H=75mm以上（屋根）の2重、H=150mm程度の金物で仕上げ、グラスウール100（10kg/m³）の断熱材入りとすること。斜めの部分でも断熱性の確保のため、80mm以上を確保し、ポリエチレンフォームt=4mm裏張りを基準とすること。
- j) 軒樋は塩ビ製120角（前高）、堅樋はSU60φを基準とすること。
- k) 外壁はサンドイッチパネル40mm以上（ガルバリウム鋼板t=0.3以上、硬質ウレタンフォーム40mm）とすること。
- l) 内壁は外壁内側現しとする。

- m) 天井はジプトーンとし、グラスウール100（ 16 kg/m^3 ）の断熱材入りとすること。
- n) 1階床は、パネル式木材とし、ベニヤ12mm、ベニヤ4mm下地の上、長尺シート2mm仕上げとすること。また、床下は防湿コンクリート $t = 80 \text{ mm}$ （防湿シート込み）とすること。
- o) 2階床は、たわみ防止のためデッキプレート $t = 1.6 \text{ mm}$ （高さ50mm）の上、スタイルフォーム25mm、強化プラスチックボード $t = 15 \text{ mm}$ 、床パネル12mm、ベニヤ4mm下地の上、長尺シート2mm仕上げとすること。
- p) 各居室の建具は鍵付き、ガラスは「型板ガラス」又は「低視認性フィルム張り」とする。
なお、建具及びガラスの種類は、別図第2に示す仕様と同等以上とし、窓には遮光カーテン及び網戸を設置すること。
- q) 地盤補強は、近隣ボーリングデータを参考とし検討する。近隣ボーリングデータが軟弱地盤であることを考慮し、基礎、内部土間について検討し適切な地盤補強を行うこと。
なお、地盤補強は撤去時の解体を考慮し鋼管杭を基準とすること。また、契約締結後速やかに計画場所にて地盤調査（スウェーデン式試験）を実施し、詳細検討を行うこと。地盤補強は本契約の範囲内とする。地中に埋設物がある可能性があるため、建設位置確定前に試掘等を行い障害物の確認を行い、障害物がある場合は監督官と協議を行うこと。
- r) 外部階段は鋼製とし、チェックプレート仕上げとし、両側に手摺を設ける。形状は別図第3を基準とする。また、階段には屋根を設置すること。
- s) 風圧力は、建築基準法施行令第87条及び建築物の構造関係技術基準解説書（2020年版）に基づき、山口県の基準風速である34m/秒として検討を行うこと。
- t) 間仕切り壁は、石膏ボード $t = 12.5 \text{ mm}$ +クロス仕上げを基準とし、法的に防火上主要な間仕切等の区画壁が必要な場合は設けること。また、居室間はグラスウール50（ 24 kg/m^3 ）の断熱材入りとすること。
- u) 巾木は、ソフト巾木 $H = 60 \text{ mm}$ または木製とする。
- v) トイレ、シャワー及び洗濯室の間仕切り壁は、耐水石膏ボード $t = 12.5 \text{ mm}$ +珪酸カルシウム板 $t = 6 \text{ mm}$ +E P塗装を基準とし、面台高さ（ $H = 1200 \text{ mm}$ 程度）より上部は、居室と同様とする。
- w) トイレベースは、 $H = 1,900 \text{ mm}$ を基準とし、メラミン化粧合板とすること。
- x) 室内に使用する仕上げ材料、建具及び天井裏等については、シックハウスの対策を講ずること。
- y) 各居室を所定人数に割が可能となるようにパーテーションを設けること。

枚数は別図第2を基準とすること。

- z) 廊下もしくは居室に別図第2の人数に合わせたレインコート掛け及び帽子掛けを設置すること。

2.3.2.2 電気設備

- a) 仮設隊舎内の照明器具、スイッチ、外灯及び常夜灯の設置位置は、別図第4を基準とする。
- b) 各照明は、JISZ9110 照度基準を確保し、故障時対応用として予備品5個を支給すること。
- c) 非常用照明が必要な場合は、法規に合わせて必要な場所に設置すること。
- d) コンセントの位置は、別図第5を基準とする。各居室においては各所定人数分割した際に、各人が使用できるようにコンセントを設置すること。
- e) 給電位置は別図第6を基準とし、容量等確認の上既存キュービクルから給電するものとする。ただし保守の観点から、監督官と協議すること。既存キュービクルからの給電が難しい場合は監督官の指定する電柱より引き込み、キュービクルを別途設置すること。
- f) 各盤は、仮設隊舎各階に1面ずつ設置し、回路数及びブレーカーの規格等は、室用途に合わせて選定するものとする。

2.3.2.3 弱電設備

- a) T V 共聴設備は地上波をアンテナ受信により行い、仮設隊舎屋根にテレビアンテナを設置し、建物内へブースター及び分配器を設置すること。
- b) 仮設隊舎の談話室にテレビコンセントを1か所、各居室に所定人数分設置すること。
- c) 電話着信時に音響と点滅にて周囲へ報知すること。
- d) 電話回線は仮設器材整備庫弱電盤より接続とし、電話用モジュラーコンセントは、仮設隊舎の各階に設置すること。
なお、電話回線は各階でブランチとすること。
- e) 放送設備は仮設器材整備庫弱電盤より接続とし基地放送を聴講できること。

2.3.2.4 衛生設備

- a) 便所は別図第7を基準としてロータンク方式洋式大便器3基、掃除流し1基及び洗面流し台3基を設置すること。
- b) ロータンク方式洋式大便器は袖リモコン式かつ、ウォシュレット（水勢調節付）、暖房便座を有すること。
- c) シャワー・洗濯室に、洗濯パン3基を設置し、洗濯機用の水栓は、洗濯機用緊急止水弁付横水栓を設置すること。
- d) シャワー・洗濯室に設けるシャワーユニットは別図第7を基準とする。プロパンガスによる給湯が可能となるように、配管及び接続器具を含んだ設置を行うこと。

- e) 別図第7を基準とし、談話室に、流し台、洗面化粧台を1基設置すること。
- f) その他、衛生設備の設置位置については、別図第7を基準とする。
- g) 仮設隊舎から、近隣の既設給水管までの間の給水管及び既設排水栓までの汚水管をそれぞれ設置し、接続すること。経路は別図第8及び別図第9を基準とする。本敷地は浄化槽のため、汚水を繋ぎこむ際建築指導課及び関係各所と協議の上、必要に応じて改修すること。
- h) 雨水については、既存の排水溝へ接続とするが、接続が困難な場合は監督官と協議の上、浸透枠を設置すること。
- i) 隊舎入口付近には水道、排水及び足洗場を設ける。コンクリート造を基準すること。

2.3.2.5 空調設備

- a) 空調設備は各室へ設けること。空調機能力は基本として冷房能力 $230\text{W}/\text{m}^2$ 以上を見込み、定格出力は 7.5kW 未満とすること。
- b) 換気設備は建築基準法に基づくシックハウス換気等だけではなく、室内の二酸化炭素濃度の抑制・脱臭・除塵・除湿・室温調整を考慮した一般換気設備を見込むこと。

2.3.3 仮設隊舎 (B)

2.3.3.1 基本構造・内部仕上げ

- 寸法は、以下を基準とする。
- a) 建築主要構造部は鉄骨造とし、建築種別はその他とする。
 - b) 本建物は、建築基準法第85条第6項及び建築基準法施行令第147条による緩和を適用しないものとする。
 - c) 適切に防火上主要間仕切りを設けること。
 - d) 2階床荷重条件は、 $1,800\text{N}/\text{m}^2$ を基準とする。
 - e) 公共建築物の避難対象建物に該当しないため重要度係数は、1.0とする。
 - f) 構造は、軽量鉄骨造(プレス構造を含む。)、2階建てとし、屋外階段を設置すること。平面図は別図第10を、立面図は別図第11を基準とする。
 - g) 外部寸法(柱芯寸法)は、間口33、 $745\text{mm}\pm 100\text{mm}$ ×奥行7、 $355\text{mm}\pm 50\text{mm}$ とし軒高7、 $800\text{mm}\pm 100\text{mm}$ とする。また、各部屋の寸法は別図第10に示す床面積以上とすること。
 - h) 基礎は鉄筋コンクリート布基礎とする。周囲のレベルに留意すること。
 - i) 屋根は、塗装仕上げを基準とし、折板型(2重折板) $H=75\text{mm}$ 以上(屋根)の2重、 $H=150\text{mm}$ 程度の金物で仕上げ、グラスウール 100 (10kg/m^3) の断熱材入りとすること。斜めの部分でも断熱性の確保のため、 80mm 以上を確保し、ポリエチレンフォーム $t=4\text{mm}$ 裏張りを基準とすること。
 - j) 軒樋は塩ビ製 120角 (前高)、縦樋は $SU60\phi$ を基準とすること。

- k) 外壁はサンドイッチパネル40mm以上（ガルバリウム鋼板 $t=0.3$ 以上、硬質ウレタンフォーム40mm）とすること。
- l) 内壁は外壁内側現しとする。
- m) 天井はジプトーンとし、グラスウール100（16kg/m³）の断熱材入りとすること。
- n) 1階床は、パネル式木材とし、ベニヤ12mm、ベニヤ4mm下地の上、長尺シート2mm仕上げとすること。また、床下は防湿コンクリート $t=80$ mm（防湿シート込み）とすること。
- o) 2階床は、たわみ防止のためデッキプレート $t=1.6$ mm（高さ50mm）の上スタイロフォーム25mm、強化プラスチックボード $t=15$ mm、床パネル12mm、ベニヤ4mm下地の上、長尺シート2mm仕上げとすること。
- p) 各居室の建具は鍵付き、ガラスは「型板ガラス」又は「低視認性フィルム張り」とする。
なお、建具及びガラスの種類は、別図第10に示す仕様と同等以上とし、窓には遮光カーテン及び網戸を設置すること。また、2階には軽量鋼製扉に電気錠を設け、テンキーにて制御できるものとする。
- q) 地盤補強は、近隣ボーリングデータを参考とし検討する。近隣ボーリングデータが軟弱地盤であることを考慮し、基礎、内部土間について検討し適切な地盤補強を行うこと。
なお、地盤補強は撤去時の解体を考慮し鋼管杭を基準とすること。また、契約締結後速やかに計画場所にて地盤調査（スウェーデン式試験）を実施し、詳細検討を行うこと。地盤補強は本契約の範囲内とする。地中に埋設物がある可能性があるため、建設位置確定前に試掘等を行い障害物の確認を行い、障害物がある場合は監督官と協議を行うこと。
- r) 外部階段は鋼製とし、チェックカーブレート仕上げとし、両側に手摺を設ける。
形状は別図第11を基準とする。また、階段には屋根を設置すること。
階段の手摺には目隠しを設け、蹴込板付とすること。
- s) 風圧力は、建築基準法施行令第87条及び建築物の構造関係技術基準解説書（2020年版）に基づき、山口県の基準風速である34m/秒として検討を行うこと。
- t) 間仕切り壁は、石膏ボード $t=12.5$ mm+クロス仕上げを基準とし、法的に防火上主要な間仕切等の区画壁が必要な場合は設けること。また、居室間はグラスウール50（24kg/m³）の断熱材入りとすること。
- u) 巾木は、ソフト巾木H=60mmまたは木製とする。
- v) トイレ、シャワー及び洗濯室の間仕切り壁は、耐水石膏ボード $t=12.5$ mm+珪酸カルシウム板 $t=6$ mm+E.P塗装を基準とし、面台高さ（H=1200

mm程度)より上部は、居室と同様とする。

- w) トイレベースは、H=1, 900mmを基準とし、メラミン化粧合板とすること。
- x) 室内に使用する仕上げ材料、建具及び天井裏等については、シックハウスの対策を講ずること。
- y) 各居室を所定人数に割が可能となるようにパーテーションを設けること。
枚数は別図第10を基準とすること。
- z) 廊下もしくは居室に別図第10の人数に合わせたレインコート掛け及び帽子掛けを設置すること。

2.3.3.2 電気設備

- a) 仮設隊舎内の照明器具、スイッチ、外灯及び常夜灯の設置位置は、別図第12を基準とする。
- b) 各照明は、JISZ9110 照度基準を確保し、故障時対応用として予備品5個を支給すること。
- c) 非常用照明が必要な場合は、法規に合わせて必要な場所に設置すること。
- d) コンセントの位置は、別図第13を基準とする。各居室においては各所定人数分割した際に、各人が使用できるようにコンセントを設置すること。
- e) 建設計画地最寄りの第33柱に地中開閉器を設け高圧分岐とする。プレハブ設置に必要な容量のキュービクルを設置し、高圧ケーブルにてキュービクルに接続する。キュービクルより電力幹線を仮設隊舎(B)に接続するものとし、接続経路は別図第14を基準とする。キュービクルには基礎を設けること。また、受電及び解体時には、基地の運営に支障をきたさないよう、100KVAの発電機を準備し監督官の指示に従い受電、解体を行うこと。
- f) 各盤は、仮設隊舎各階に1面ずつ設置し、回路数及びブレーカーの規格等は、室用途に合わせて選定するものとする。

2.3.3.3 弱電設備

- a) TV共聴設備は地上波をアンテナ受信により行い、仮設隊舎屋根にテレビアンテナを設置すること。
- b) 仮設隊舎の談話室にテレビコンセントを1か所、各居室に所定人数分設置すること。
- c) 電話着信時に音響と点滅にて周囲へ報知すること。
- d) 電話回線は隣接隊舎等接続可能箇所より接続とし、電話用モジュラーコンセントは、仮設隊舎の各階に設置すること。
なお、電話回線は各階でプランチとすること。
- e) 放送設備は隣接隊舎等接続可能箇所より接続とし基地放送を聴講できること。

2.3.3.4 衛生設備

- a) 便所は別図第15を基準としてロータンク方式洋式大便器3基、掃除流し1基及

び洗面流し台3基を設置すること。

- b) ロータンク方式洋式大便器は袖リモコン式かつ、ウォシュレット（水勢調節付）、暖房便座を有すること。
- c) シャワー・洗濯室に、洗濯パン3基を設置し、洗濯機用の水栓は、洗濯機用緊急止水弁付横水栓を設置すること。
- d) シャワー室に設けるシャワーユニット、洗面化粧台は別図第15を基準とする。プロパンガスによる給湯が可能となるように、配管及び接続器具を含んだ設置を行うこと。
- e) 2階の談話室に、洗面流し台を2基及び流し台1基設置すること。便所、洗面室にそれぞれ設置する洗面流し台の水栓は、自動水栓とする。
- f) その他、衛生設備の設置位置については、別図第15を基準とする。
- g) 仮設隊舎から、近隣の既設給水管までの間の給水管及び既設排水栓までの汚水管をそれぞれ設置し、接続すること。経路は別図第16及び別図第17を基準とする。本敷地は浄化槽のため、污水を繋ぎこむ際建築指導課及び関係各所と協議の上、必要に応じて改修すること。
- h) 雨水については、既存の排水溝へ接続とするが、接続が困難な場合は監督官と協議の上、浸透樹を設置すること。
- i) 隊舎入口付近には水道、排水及び足洗場を設ける。コンクリート造を基準すること。

2.3.3.5 空調設備

- a) 空調設備は各室へ設けること。空調機能力は基本として冷房能力 $230\text{W}/\text{m}^2$ 以上を見込み、定格出力は7.5kw未満とすること。
- b) 換気設備は建築基準法に基づくシックハウス換気等だけではなく、室内の二酸化炭素濃度の抑制・脱臭・除塵・除湿・室温調整を考慮した一般換気設備を見込むこと。

2.3.4 仮設倉庫

仮設隊舎(B)周辺に仮設倉庫(奥行2m×間口3m×高さ2.2m程度)を2個設置すること。仮設倉庫は、公表されている一般的なプレハブ製品とし、株式会社稻葉製作所SMK-58SN又は淀川製鋼所エルモLMD-1829と同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。細部設置位置については第2宇宙作戦隊長(以下“2戦隊長”という。)と調整すること。

2.4 設置

2.4.1 共通

- a) 設置は、本仕様書によるほか、建築基準法、建設業法、消防法、都市計画法、省エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下“各種法令等”という。)に従い、次により実施する。また、防府市に

申請することから、中国地方に一級建築士事務所登録を有し、所属する構造設計
一級建築士が工事監理を行うこととする。

- b) 搬入及び搬出に当たっては、施設及び他の機器に損害を与えないこと。
- c) 搬入及び搬出に際し、施設又は機器に何らかの損傷が発生した場合は、直ちに監督官を通じ契約担当官等に報告するとともに、契約相手方の責任及び費用負担により速やかに修復を行うこと。これにより難い場合は、別途協議するものとする。
- d) 本契約の履行により生じた梱包材等の廃材については、契約相手方が撤去及び処分するものとする。
- e) 設置に係る消耗品については、契約相手方が準備するものとする。
- f) 設置場所は、航空自衛隊防府北基地(別図第1のとおり。)とする。
なお、細部設置場所については、2戦隊長と調整すること。
- g) 設置物は下記賃貸借期間前日までに設置を完了するものとし、賃貸借期間は次のとおりを基準とする。
 - ア 仮設隊舎(A)：令和6年8月31日～令和9年3月31日
 - イ 仮設隊舎(B)：令和6年11月1日～令和9年3月31日
 - ウ 仮設倉庫：令和6年11月1日～令和9年3月31日
なお、設置完了日は、検査官が完成検査を合格とした日とする。

2.4.2 仮設隊舎(A)

- a) 本体工事は、別図第2及び別図第3を基準とする。
- b) 電気工事は、別図第4～6を基準とする。
- c) 機械設備(衛生設備、給水接続、汚水接続、空調設備)工事は、別図第7～9を基準とする。
- d) 消防設備工事は、別図第2及び別図第3を基準とし、所要の処置事項を管轄の消防部署と協議を行うものとする。実施事項は、当該協議内容を優先する。

2.4.3 仮設隊舎(B)

- a) 本体工事は、別図第10及び別図第11を基準とする。
- b) 電気工事は、別図第12～14を基準とする。
- c) 機械設備(衛生設備、給水接続、汚水接続、空調設備)工事は、別図第15～17を基準とする。
- d) 消防設備工事は、別図第10及び別図第11を基準とし、所要の処置事項を管轄の消防部署と協議を行うものとする。実施事項は、当該協議内容を優先する。

2.4.4 仮設倉庫

設置は、別図第17を基準とする。

2.5 保守

契約相手方は、設置完了日から2.4.1 g)に示す賃貸借終了日の期間中は、設置時における状態を維持するために適切な保守を行うものとする。

なお、明らかな官側の故意又は過失による障害については、保守の対象外とする。

- a) 障害発生時には、緊急に電話連絡がとれるとともに迅速に復旧対応できる保守体制が確立されているものとする。また、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した**保守連絡先一覧表**2部（様式任意）を作成し、契約担当官等及び監督官に提出するものとする。また、本契約内において新設キューピクルの保守を行い、電気主任技術者を立てること。
- b) 保守の窓口は一元化し、ワンストップサービスで行うものとする。
- c) 保守の提供時間は、平日の課業時間内（9時から17時を基準）とする。ただし、発生した障害が設置部隊の運用に多大な影響を及ぼす場合又は緊急を要する場合には、2戦隊長と調整の上、対応を行うものとする。
- d) 障害復旧要請は、電話、FAX又は電子メール（以下“電話連絡等”という。）のいずれかの方法で実施するものとし、契約相手方は交通事情、天候等、その他契約相手方の責に帰しがたい場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たるものとする。ただし、電話連絡等で障害の復旧が可能である場合はこの限りではない。
- e) 契約相手方は、保守作業を行った際は、実施日、作業者名、実施場所、作業内容等を記載した**保守作業報告書**各1部（様式任意）を契約担当官等及び監督官に提出するものとする。
- f) **消防法**に定める消防用設備等についての点検は使用部隊が行い、保守、メンテナンスについては、本契約の範囲内とする。

2.6 撤去

撤去は、次による。

- a) 本仕様書において設置した設置物全てを撤去するものとする。
- b) 撤去は、各種法令等に従い必要な届け出を実施する。
- c) 撤去の際に生じた産業廃棄物は、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**に従い、適正に処分するものとする。
- d) 撤去期間は、令和9年4月1日～同年7月30日を基準とする。
なお、撤去の完了日は、検査官が完成検査を合格とした日とする。
- e) 建物解体後には整地を行うこと。特に仮設隊舎（A）は土等の飛散に配慮したアスファルト等を施工するものとする。

3 品質管理

設置上の不備により不具合が生じた場合は、契約相手方の負担において修復するものとする。

4 監督・検査

- a) 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

- b) 本仕様書に基づき、設置完了後及び撤去完了後に検査官の完成検査を受検するものとする。

なお、契約相手方は、受検前にあらかじめ各種法令等に定める必要な審査及び検査を受けておくものとする。

- c) 納入する新品以外の物品及び同等品又は同等品以上の物品については、事前に監督官と協議を行うこと。

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約相手方は、表3に示す書類をそれぞれの提出先に提出するものとする。

なお、契約担当官等への提出書類は、提出前に監督官の確認を受けること。また、契約相手方は設計図面（平面図、立面図、断面図、仕上表、矩計図、基礎図、基礎詳細図及び仕様書に示す機能を確認できる設備図）を速やか（5営業日基準）に提出すること。

表3－提出書類

| 番号 | 名 称 | 秘等区分 | 種類及び数量 | 提出期限 | 提出先 | 様式 |
|----|----------------------|------|---------------|--------------|---------------|----------------------|
| 1 | 工事工程表 | — | 紙媒体×各1部 | 契約締結後、速やかに | 契約担当官等 監督官 | 任意 |
| 2 | 設計図面 | — | | | | |
| 3 | 工事完成通知書 | — | 紙媒体×各1部 | 設置完了後、速やかに | 監督官 | 建築基準法 第18条 |
| 4 | 工事写真 | — | 紙媒体×1部 | | | |
| 5 | 工事完成図 | — | | | | |
| 6 | 取扱説明書 | — | | | | |
| 7 | 保守連絡先一覧表 | — | 紙媒体×各1部 | 賃貸借開始前 | 契約担当官等 監督官 | 任意 |
| 8 | 保守作業報告書 | — | | 保守作業完了後、速やかに | | |
| 9 | 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) | — | 紙媒体×1部 (写) | 処分完了後、速やかに | 契約担当官等 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条 |

5.2 立入制限場所への立入

立入制限区域への立入は次による。

- a) 契約相手方は、第12飛行教育団司令及び宇宙作戦群司令が定めた立入制限場所

へ立ち入る場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達に基づき、事前に第12飛行教育団司令及び宇宙作戦群司令に立入申請を行うものとする。

- b) 契約相手方が、第12飛行教育団司令及び宇宙作戦群司令が定めた立入制限場所へ立ち入る場合は、前号により、立ち入りを許可された者でなければならない。

5.3 官公署その他への届出手続等

- a) 契約相手方は、官側が実施する関係法令等に定める関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を契約担当官等の委任を受けて実施するものとする。また、届出手続等を実施する際には、あらかじめ契約担当官等に必要な調整を行うものとする。
- b) 契約相手方は、建設業法に規定する許可等関係法令上契約相手方が果たすべき義務については確実に実施するものとする。
- c) 届出手続等にかかる費用は、契約相手方の負担とする。

5.4 官側における支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、事前に監督官と調整の上、官側の支援を受けることができる。

- a) 搬入器材の保管
b) 電気及び上下水道等

本契約の履行に当たり使用する電気及び上下水道等について、事前に基地司令の承諾を得て、既存施設から分岐した上で使用することができる。この際、これに必要な分岐工事等は契約相手方の負担で実施し、工事完了後は速やかに原状回復を行うものとし、賃貸借期間以外の使用にかかる金額（当該年度給水等使用基準単価による。）を官側へ支払うものとする。

なお、賃貸借期間における電気及び上下水道等の使用については、官側の負担とする。

- c) その他必要と認められる事項

5.5 防府北基地内における制約事項

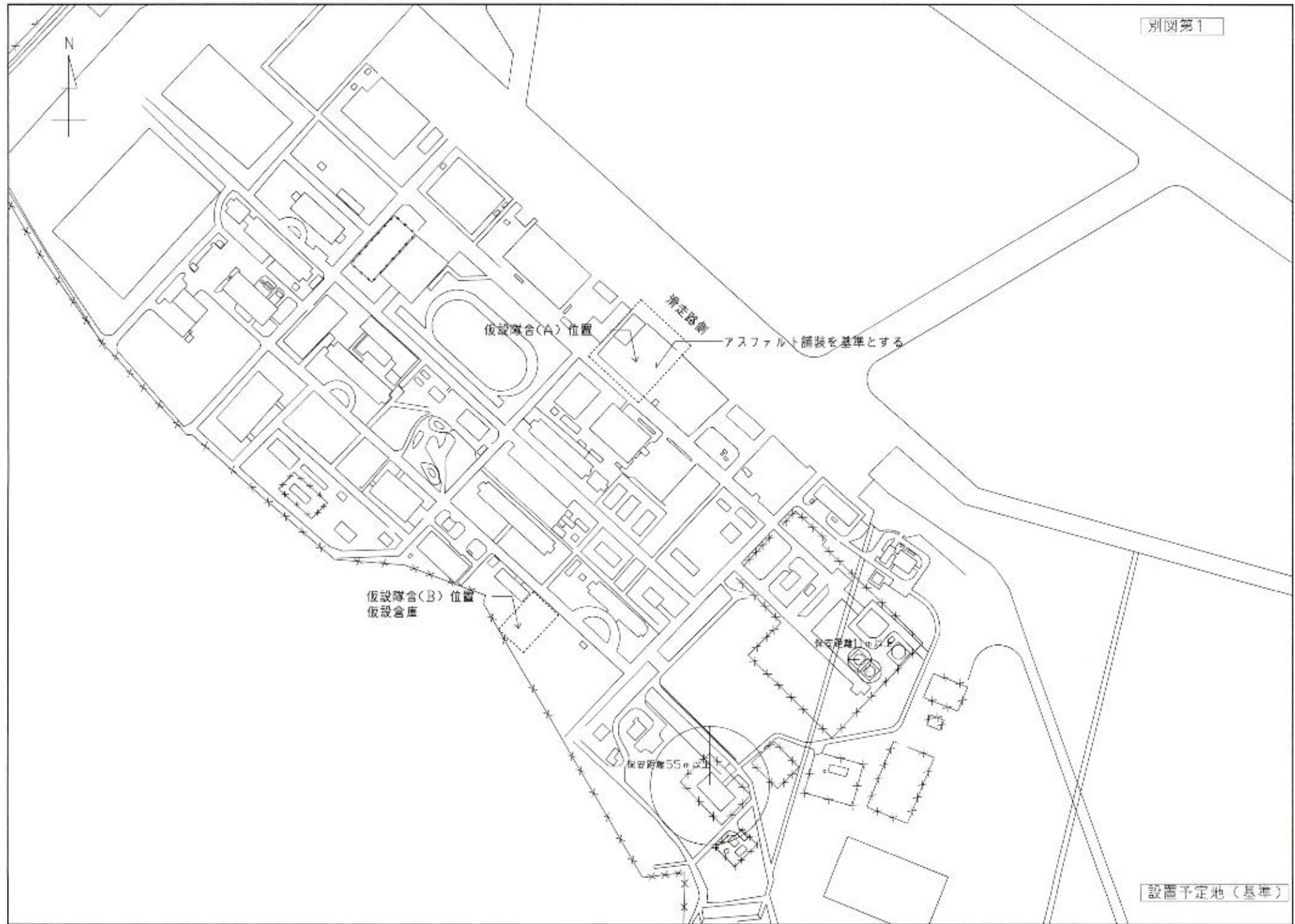
- a) 基地内へ立入る際には、同基地の許可を得ること。また、工事を行うに当たり、基地内の規則並びに基地関係者の指示に従うこと。
- b) 基地内において本契約の履行で必要な場所以外への立ち入りを行わないこと。
- c) 基地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
- d) 基地内における写真撮影は、本工事に必要な場所及び内容のみとすること。
- e) 基地内における工事については、原則、8時から17時までとすることとし、日曜日及び祝日は工事を実施しないこと。やむを得ず、日曜日又は祝日に工事を実施する場合は、事前に監督官に協議の上、許可を得ること。
- f) 施工にあたり、滅失又は毀損した場合は、監督官の指示に従って現状に回復すること。

5.6 その他必要な事項

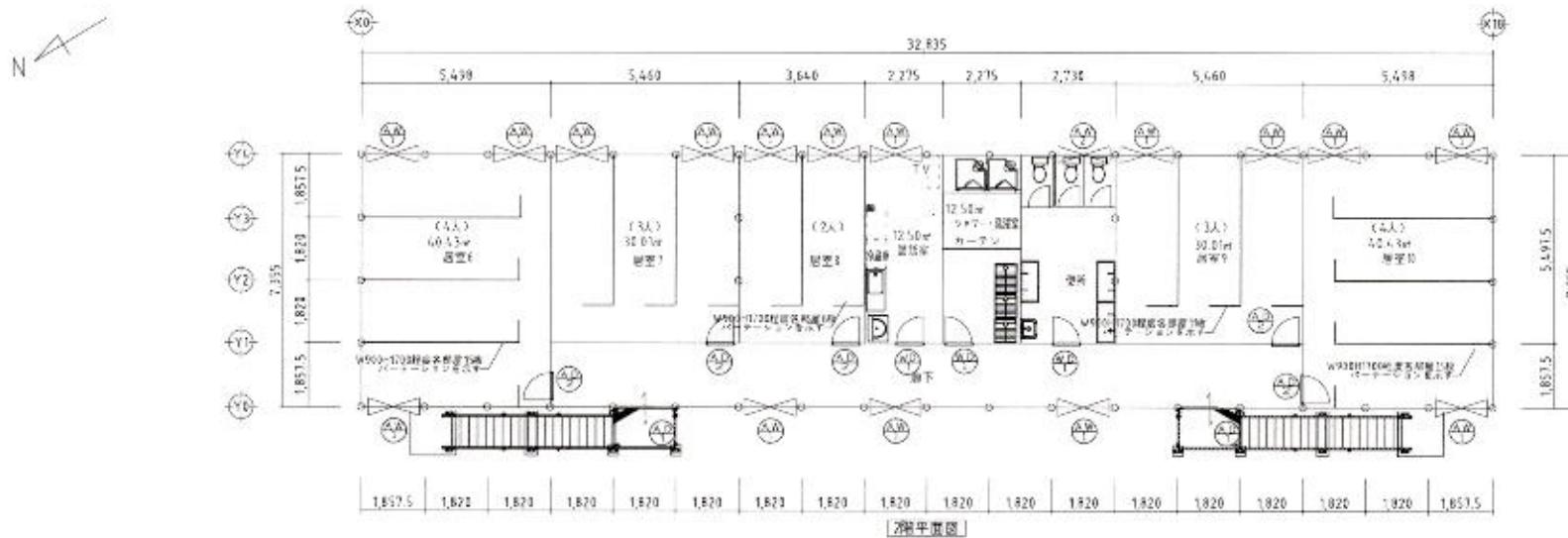
その他必要な事項は次による。

- a) プレハブの設置に当たり、官側と密接な連絡を保ち、作業が良好かつ安全に実施できるよう努めるものとする。
- b) この仕様書において疑義が発生した場合は、契約担当官等と協議するものとする。
- c) 官側が求める書類の提出には速やかに応じること。

別図第1

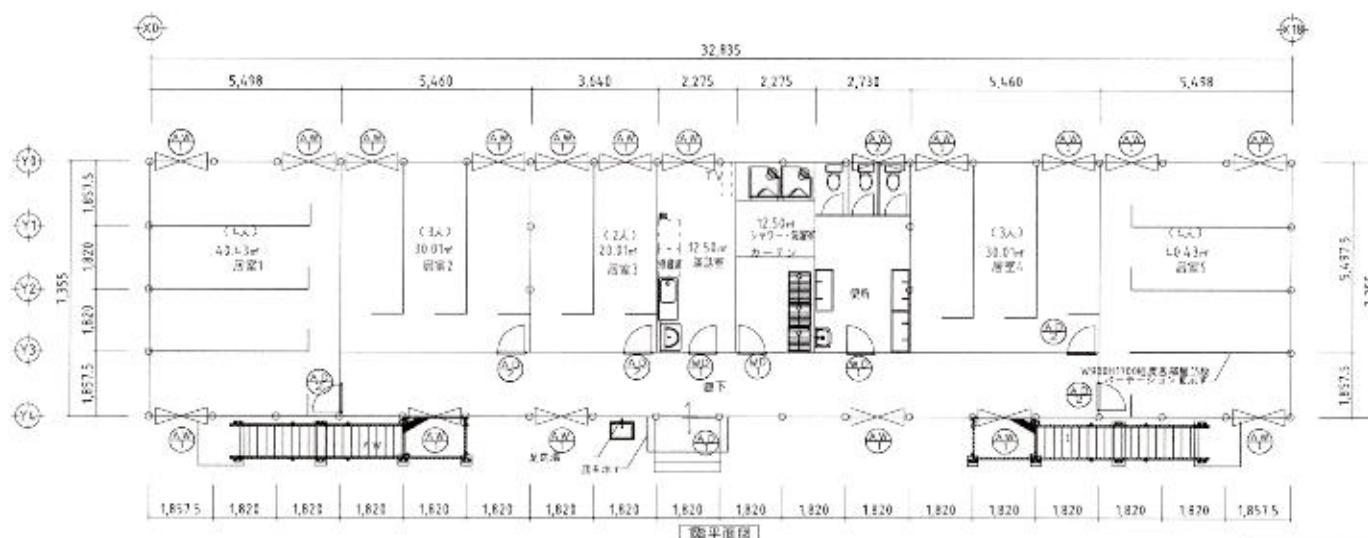


別図第2



*屋根は斜め部分でも80以上確保可能な2重折板とすること。
GW100 (10KG/m²) 入りとする

16人



16人

建物の大きさ・居室の面積は記載値以上を基準とする

(A) アルミ製引違戸 960×1800

(B) アルミ製引戸 960×1800 木枠ガラスドア内れ 横戸 カーテン

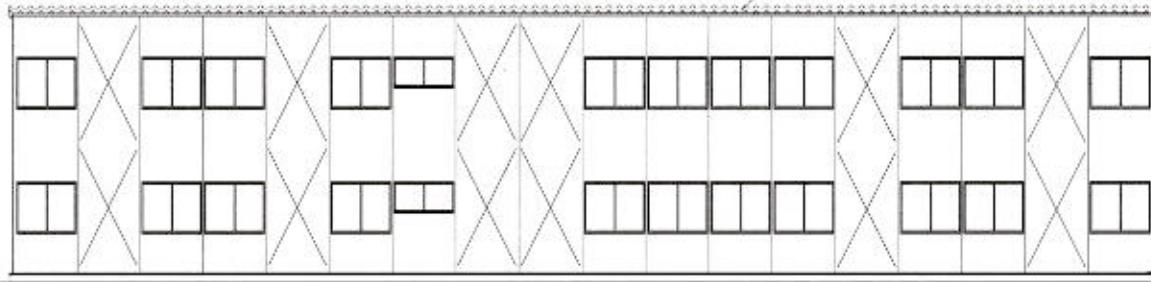
(C) アルミ製引戸 960×1800 木枠ガラスドア内れ 横戸

(D) 木製片開戸 600×2000

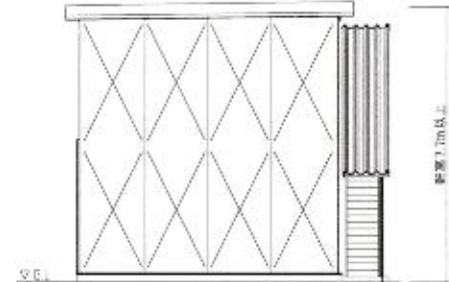
仮設隊舎（A）の平面図（基準）

*屋板は斜め部分でも80以上
確保可能な2重折板とすること。
SW100 (10KG/m²) 入りとする

軒高17m以上
2.5m

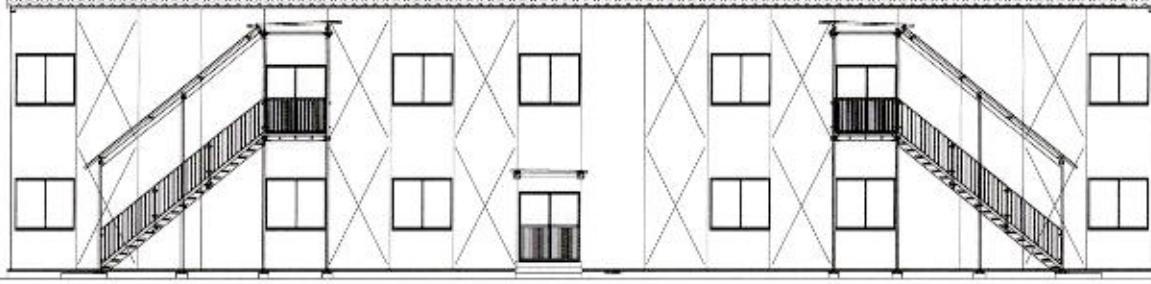


Y4 立面図 S=1/150

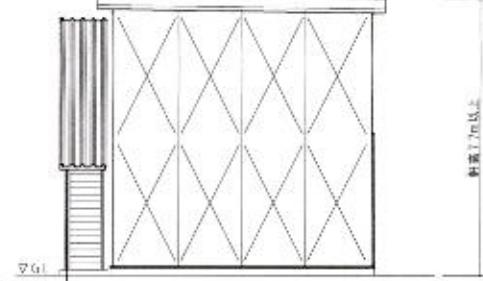


X8 立面図 S=1/150

軒高17m以上
2.5m

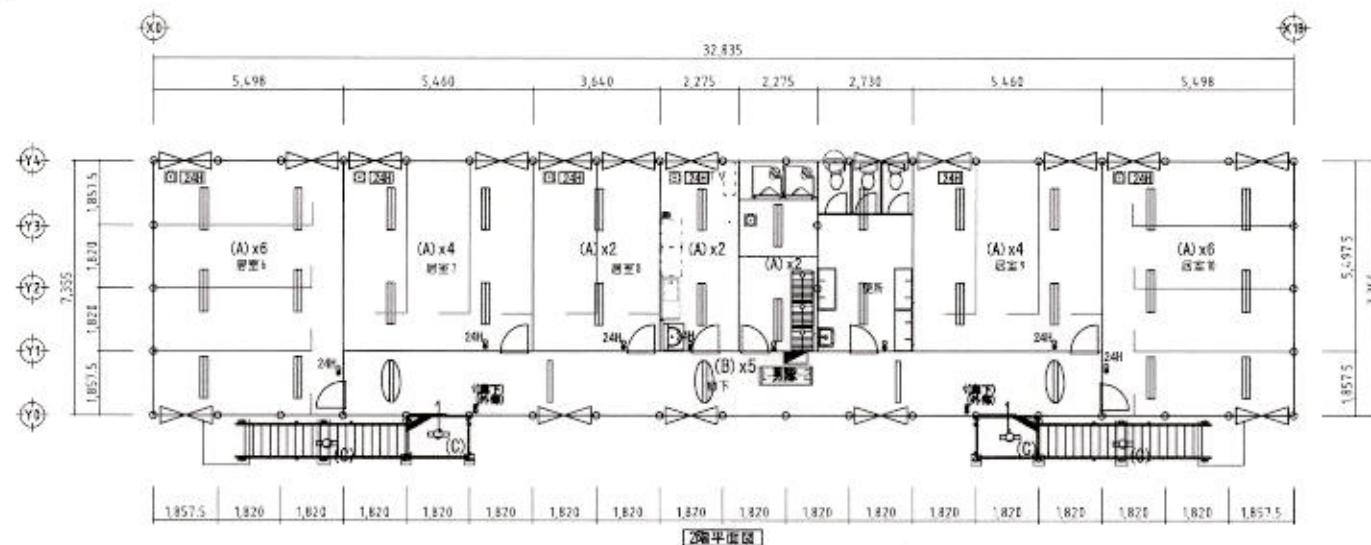


Y10 立面図 S=1/150



X18 立面図 S=1/150

N ↗



照 明 器 具 姿 図

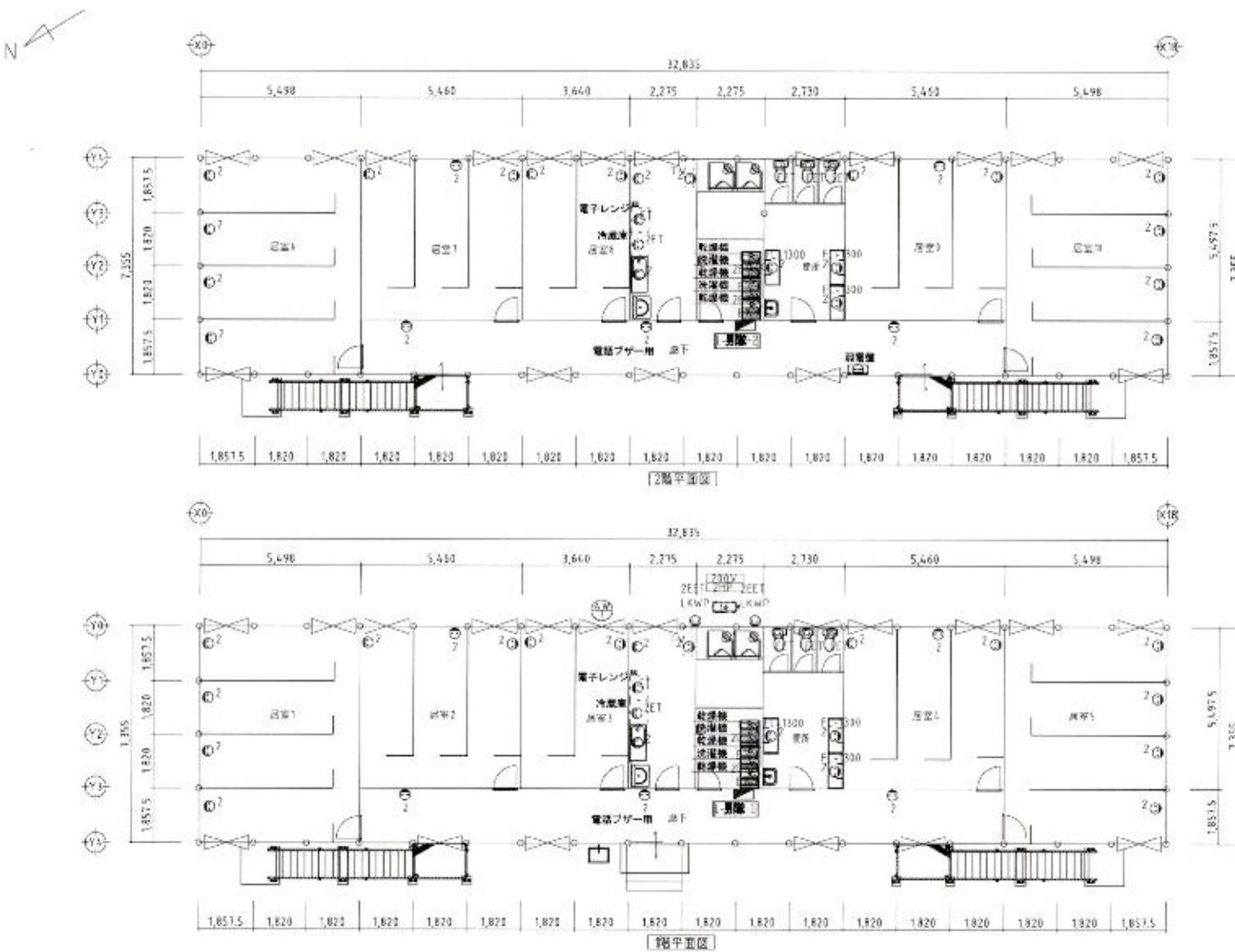
| 番号 | (A) | 光沢 | 番号 | (B) | 光沢 | 番号 | (C) | 光沢 |
|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|-----|----|
| 種類 | 露村型電球 | 種類 | 露出型電球 | 種類 | 防水ブレケット | 種類 | | |
| ランプ | LED(100W) | ランプ | LED(100W) | ランプ | LED(100W) | ランプ | | |
| 備考 | 一般タイプ200lm | 備考 | 一般タイプ200lm | 備考 | 防水先端 200lm | 備考 | | |

常夜灯対応とする

シ ン ポ ル 凡 例

| 記 号 | 名 称 / 仕 様 | 備 考 |
|------|--------------------|---------------------|
| ■ | 電 灯 | 機器番号:L |
| ● | 片側スイッチ | IP54x1 |
| ▲ | 2極スイッチ | IP54x1 |
| ◆ | 4極スイッチ | IP54x1 |
| ○L | 換気用スイッチ (UL40) | |
| ○24H | 24時間換気用スイッチ (UL40) | ※24Hはテラス表示とする |
| ○○ | 換気扇用コンセント | SP15Ax1 ※取付高さは機器による |
| □ | ダクト用換気扇 | (施工位置表示用シンボル) |

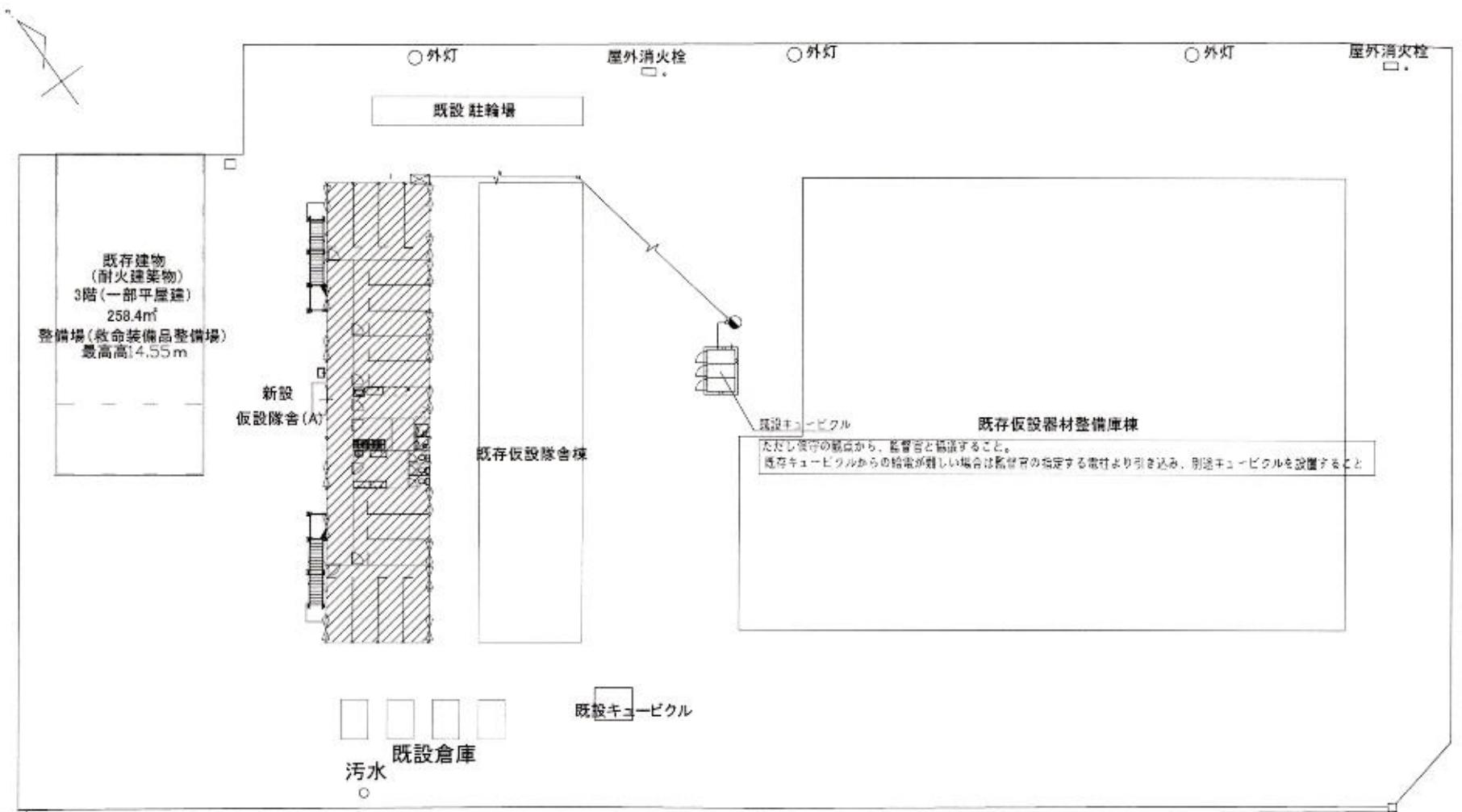
仮設隊舎 (A) の電灯設備図 (基準)



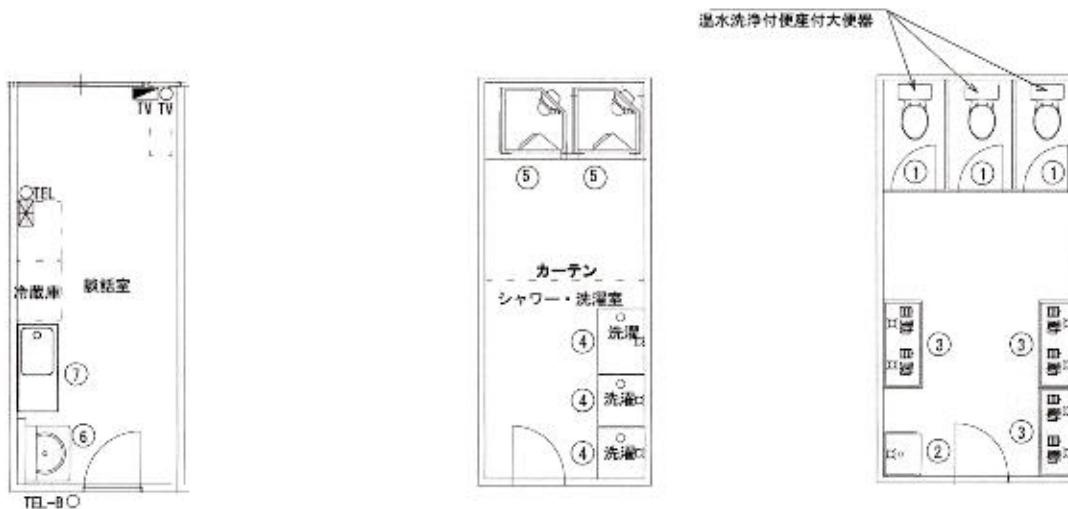
シンボル凡例

| 記号 | 名称 / 仕様 |
|----|------------------------------------|
| | 電灯部 電球表示部付 |
| | コンセント SP15ka2 |
| | コンセント SP15ka1 接地端子付き |
| | コンセント SP15ka2 接地端子付き |
| | コンセント SP15ka1 接地端子接地端子付き |
| | コンセント SP15ka2 防水抜栓型 接地端子接地端子付 |
| | 端子盤内コンセント SP15ka2 接地端子接地端子付き 電気取扱付 |
| | スイッチ屋外適用露頭表示(施工後表示用シール付) |

仮設隊舎（A）のコンセント図（基準）



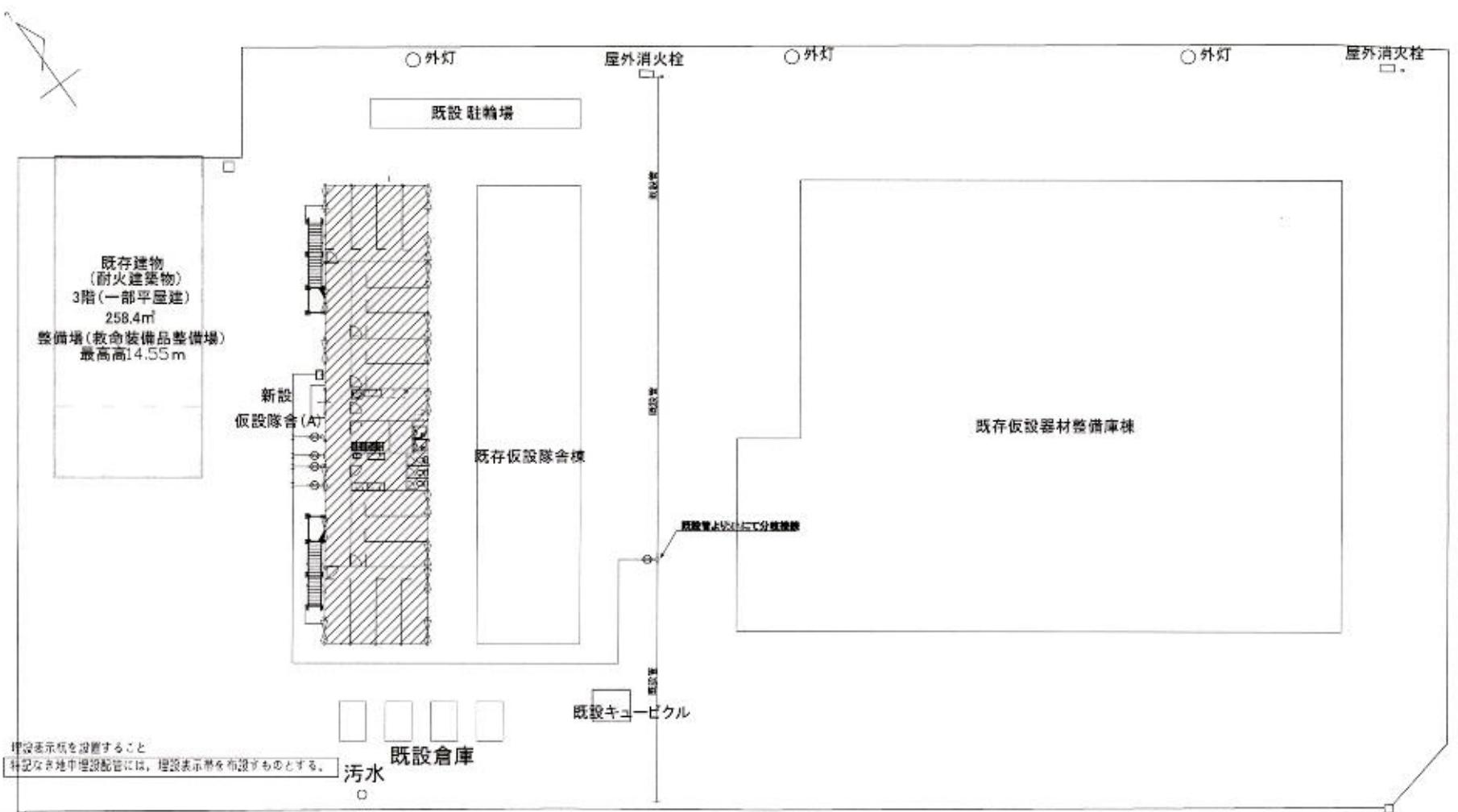
仮設隊舎(A)の電気引込図 (基準)



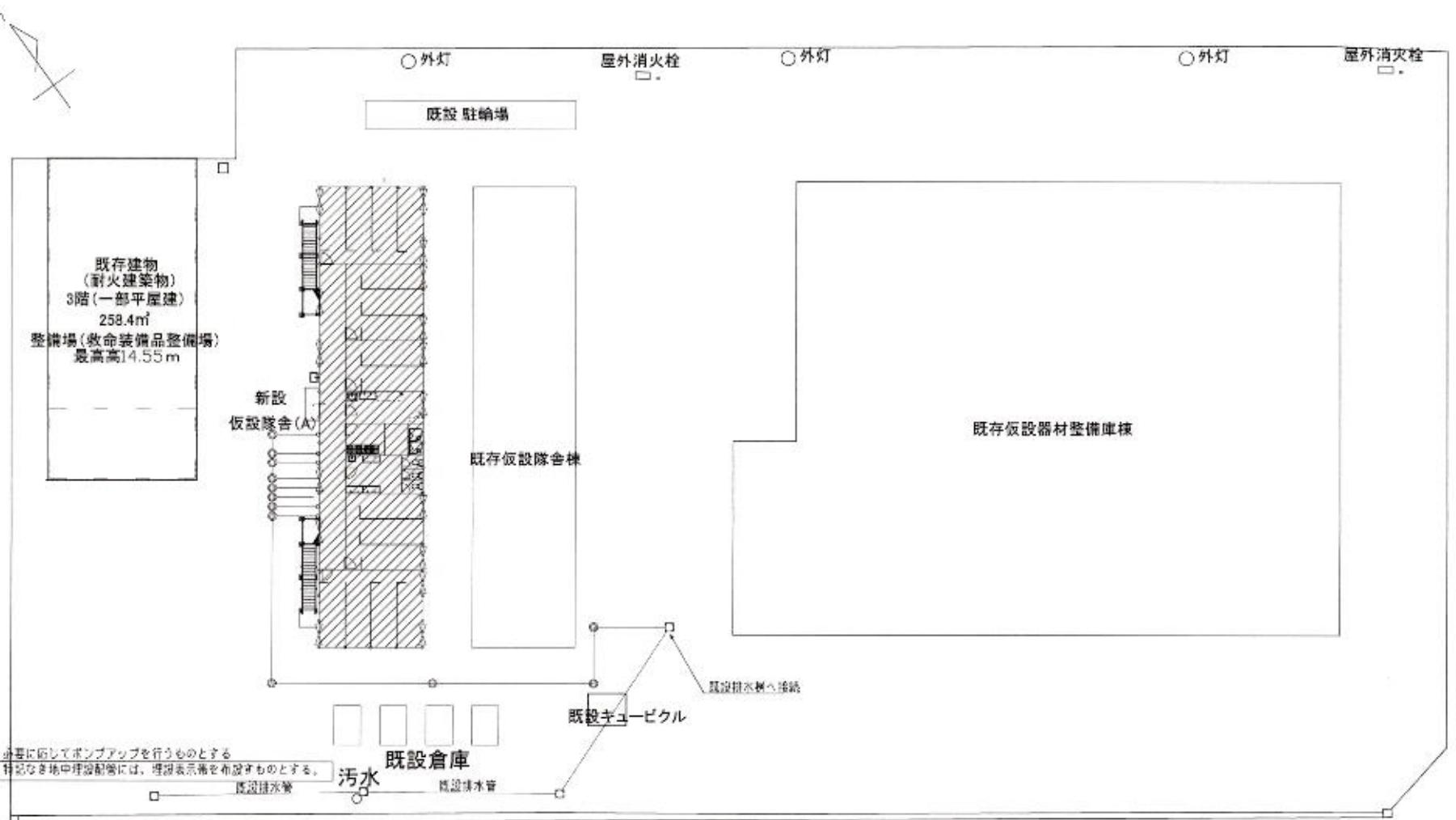
- ① ロータンク方式洋式大便器（ウォシュレット、コンセント含む）
- ② 排除流し
- ③ 洗面流し台（自動水栓、鏡含む）
- ④ 洗濯パン（給水栓、コンセントを含む）
- ⑤ シャワーユニットBBB（プロパンガス）タオルリング付
- ⑥ 洗面化粧台（レバーハンドル、鏡含む）給湯設備を設けること
- ⑦ 流し台（レバーハンドル）給湯設備を設けること

| 記号 | 名 称 | 数量 | 単位 |
|---------|--------------|----|----|
| ■ | 業務放送アンプ（陳のみ） | 1 | 個 |
| ○ TEL. | 電話モジュラージャック | 2 | 個 |
| ○ TEL-E | 電話着信表示等（ベル付） | 2 | 個 |
| ○ TV | テレビコンセント | 2 | 個 |

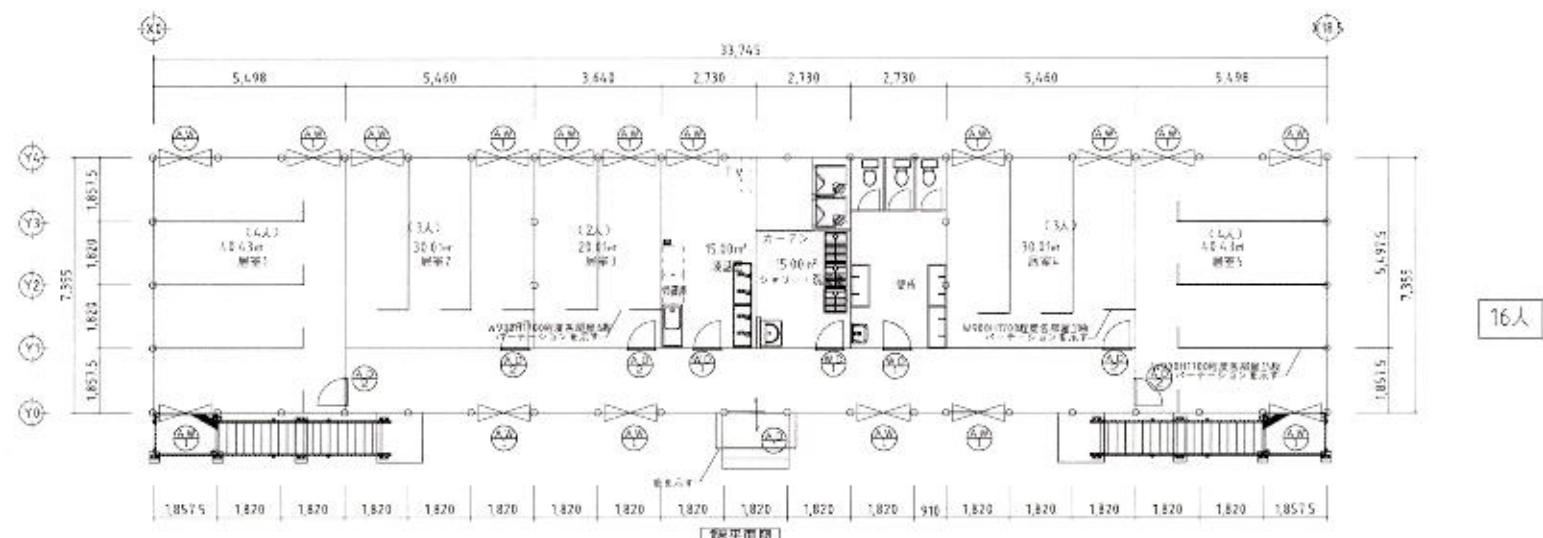
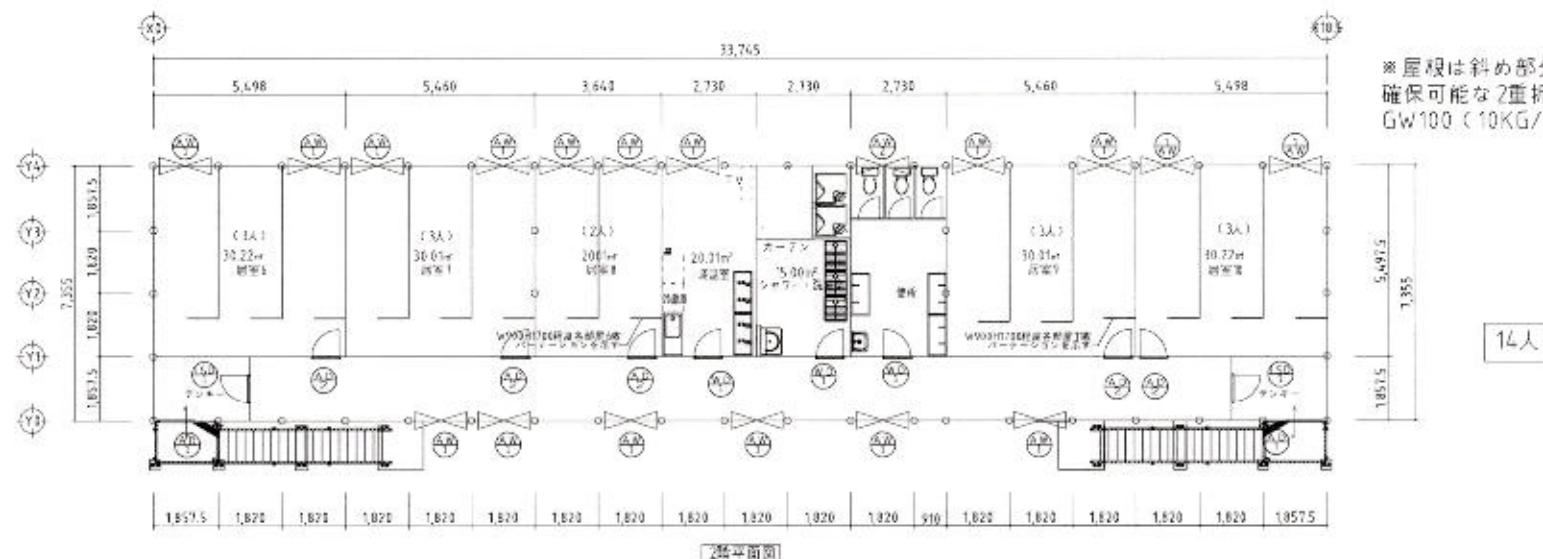
※ 数量は1棟当たりの、1階、2階の合計数



仮設隊舎（A）の給水設備図（基準）



仮設隊舎（A）の排水設備図（基準）



(1) : フルミ釘引戸 800×1000

(2) : フルミ釘引戸 800×1000 型板ガラスドア枠、開閉 カーテン

(3) : アルミ釘引戸 1000×2000

(4) : アルミ釘引戸 900×1000 型板ガラスドア枠、開閉

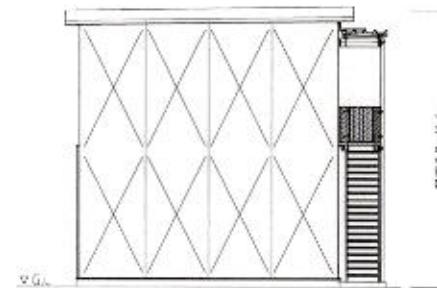
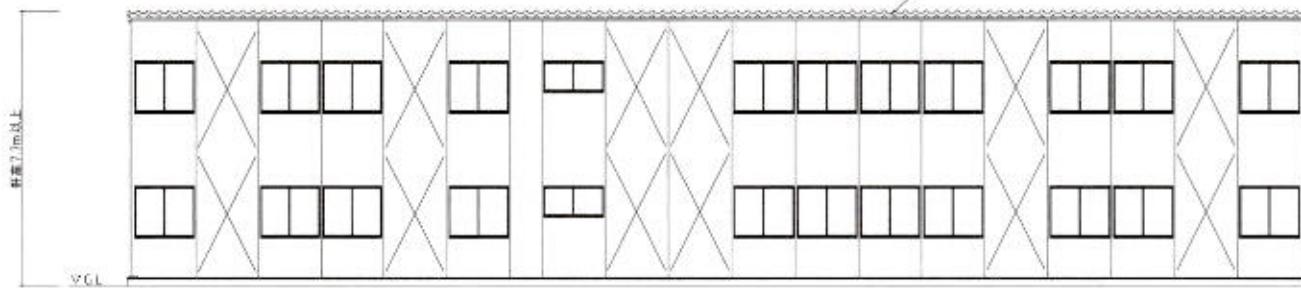
(5) : 不釘引戸 800×1000

(6) : 不釘引戸 800×1000 ドア枠

建物の大きさ居室の面積は記載値以上を基準とする

仮設隊舎（B）の平面図（基準）

*屋根は斜め部分でも80以上
確保可能な2重折板とすること。
GW100(10KG/m²)入りとする



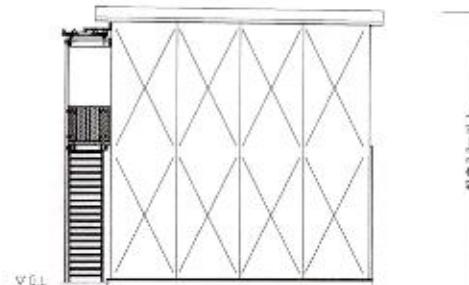
Y4 立面圖 Sx1/150



Y6 立面圖 S=1/150

— けにみ板付とすれ

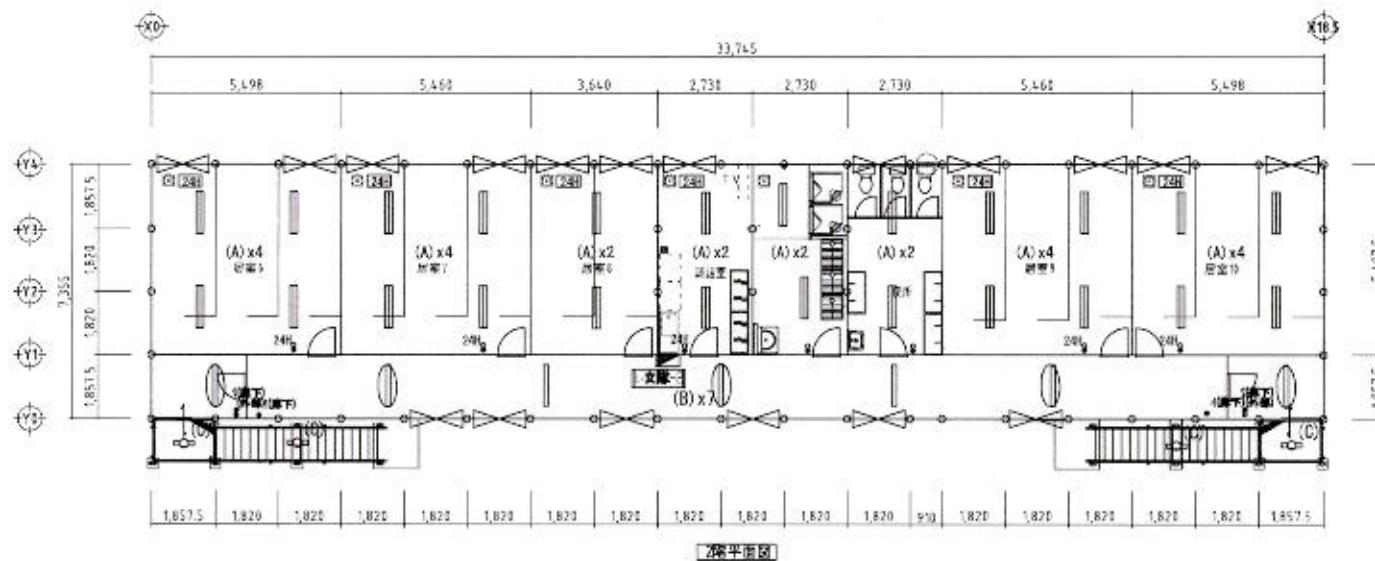
X0 立圓圖 S=1/150



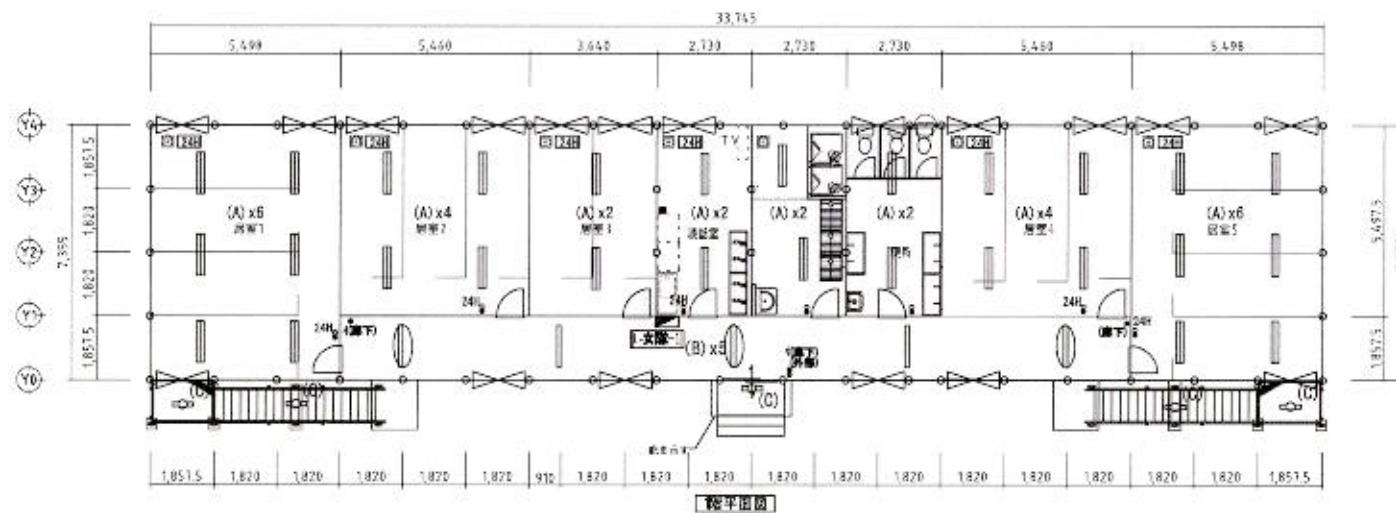
板材とすべり

自嘲しを認めること

N



電灯平面図



電灯平面図

照明器具姿図

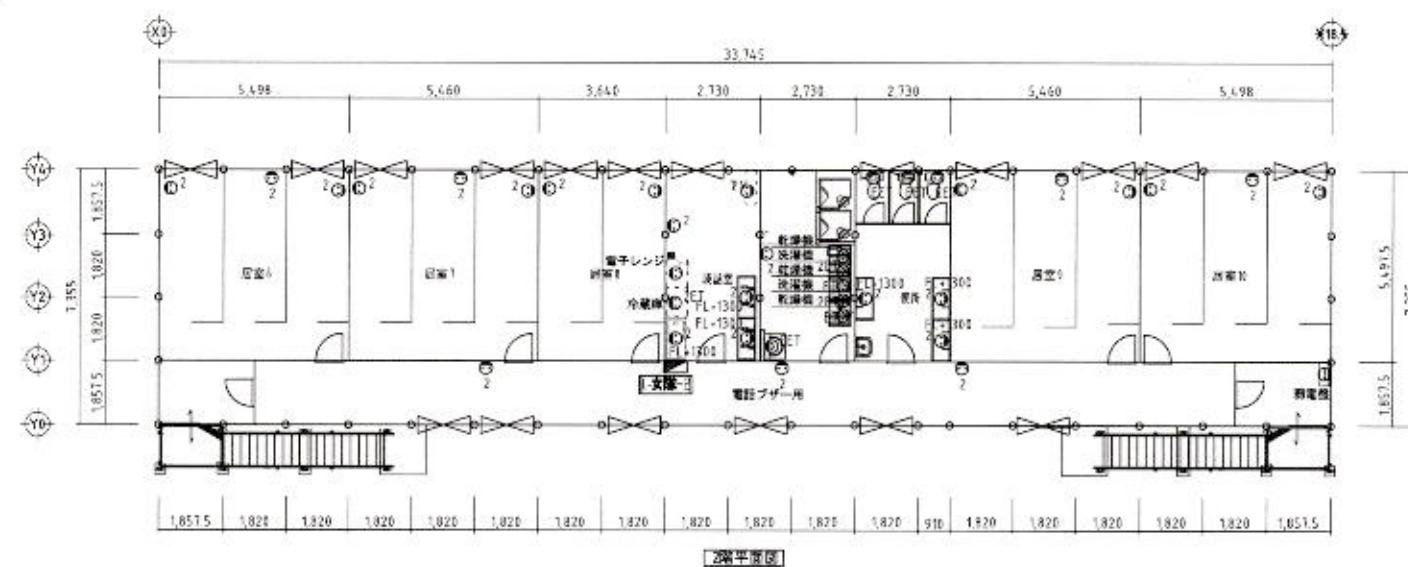


常夜灯対応とする

シンボル凡例

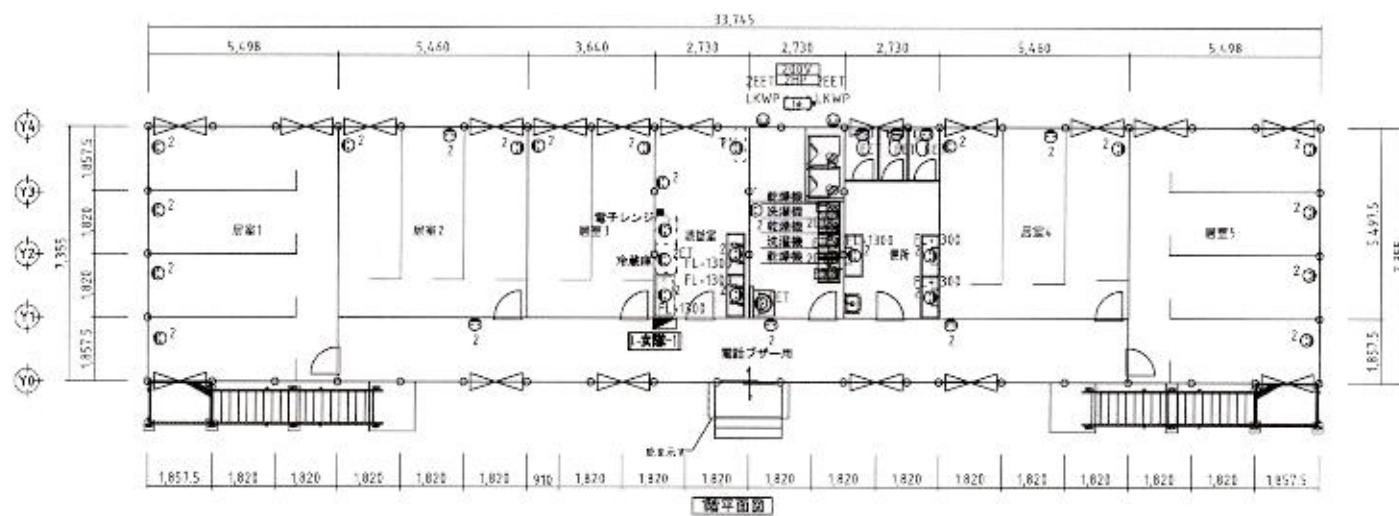
| 記号 | 名称 / 仕様 |
|----|-----------------------|
| ■ | 電灯 |
| ● | 片切リスイッチ (IP15a) |
| ▲ | 3極スイッチ (IP15a) |
| ◆ | 4極スイッチ (IP15a) |
| ○ | 換気用スイッチ (D) |
| △ | 24時間換気用スイッチ (E) |
| ◎ | 換気扇用コンセント (IP15a) |
| □ | ダクト用換気扇 (施工位置表示用シンボル) |

仮設薬舎（B）の電灯設備図（基準）



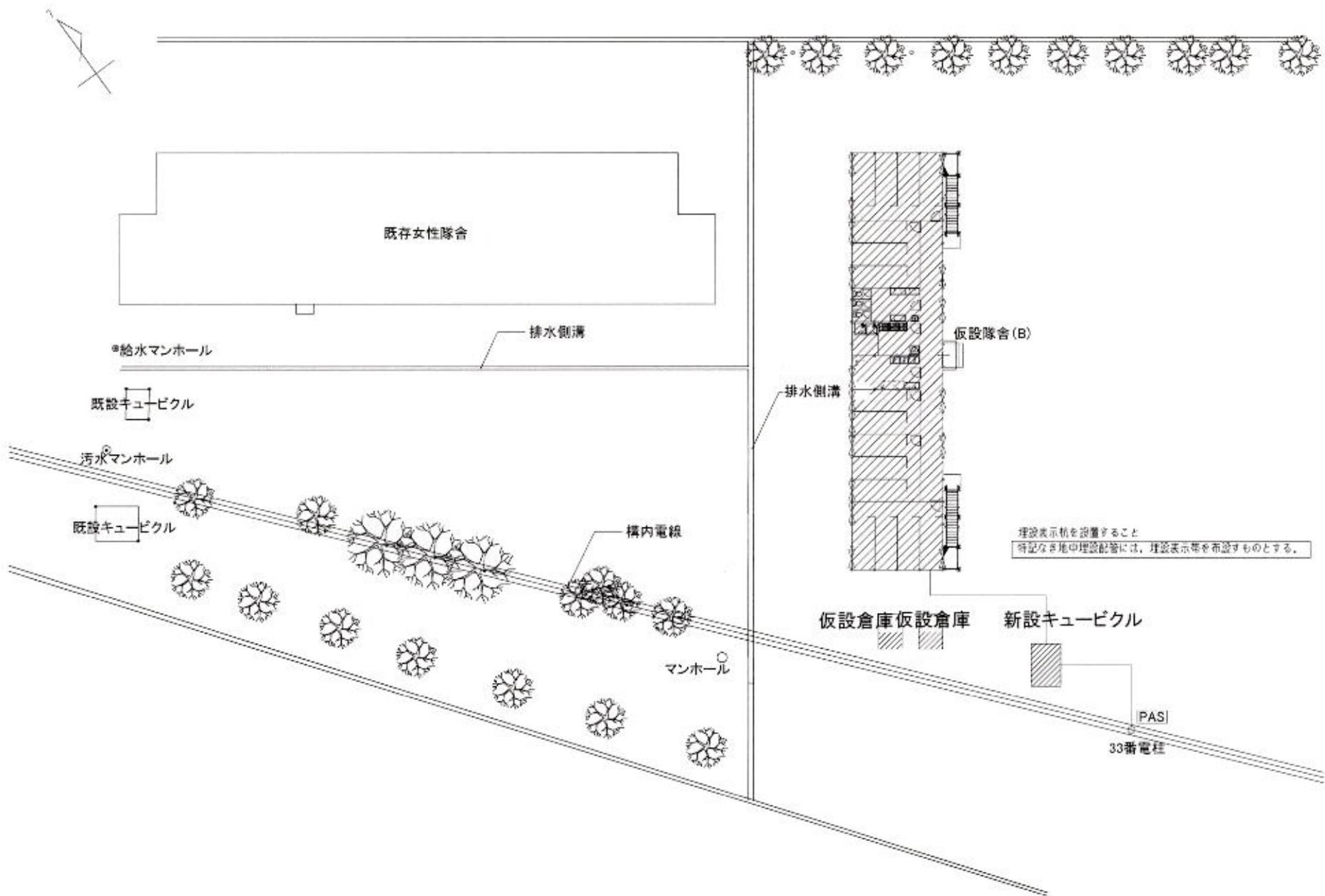
24平版G

| シンボル凡例 | | |
|--------|--------------|-------------------------|
| 記号 | 名称 / 仕様 | |
| | 電灯泡 | 無表示番号 |
| | コンセント | 2P15Ax2 |
| | コンセント | 2P15Ax1 换地端子付き |
| | コンセント | 2P15Ax2 換地端子付き |
| | コンセント | 2P15Ax1 换地端換地端子付き |
| | コンセント | 2P15Ax2 脱水装置止型 液池接続端子付き |
| | 端子盤内コンセント | 2P15Ax2 换地端換地端子付き 電源接続用 |
| | エアコン室外機用電源表示 | (位置)位置表示用シンボル |

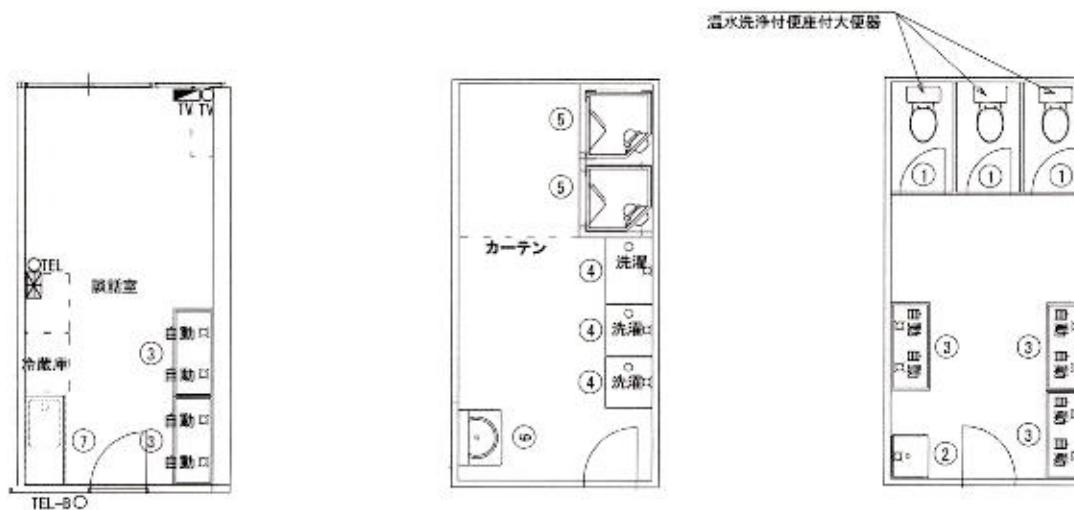


第10页

仮設隊舎（B）のコンセント図（基準）



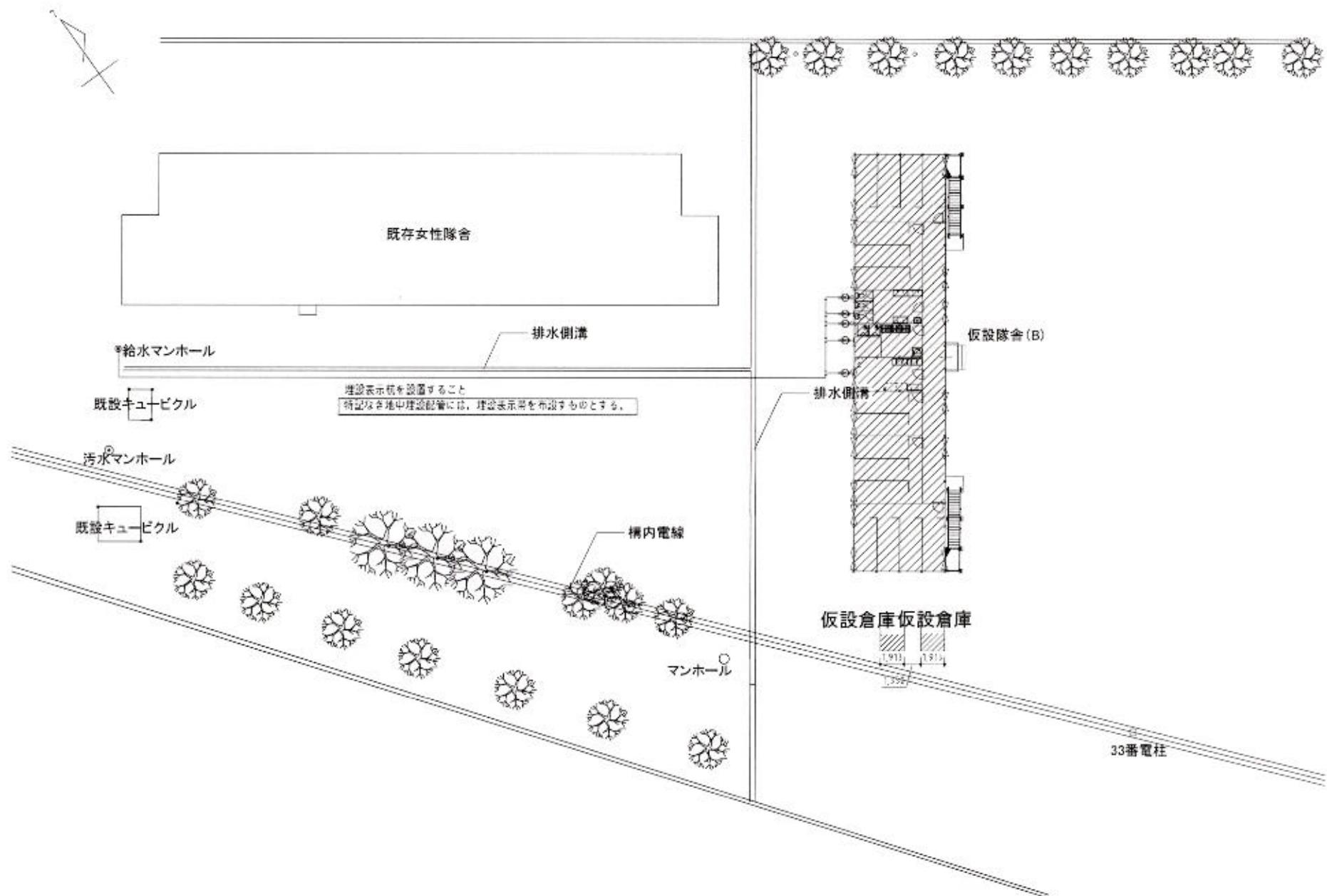
仮設隊舎（B）の電気引込図（基準）



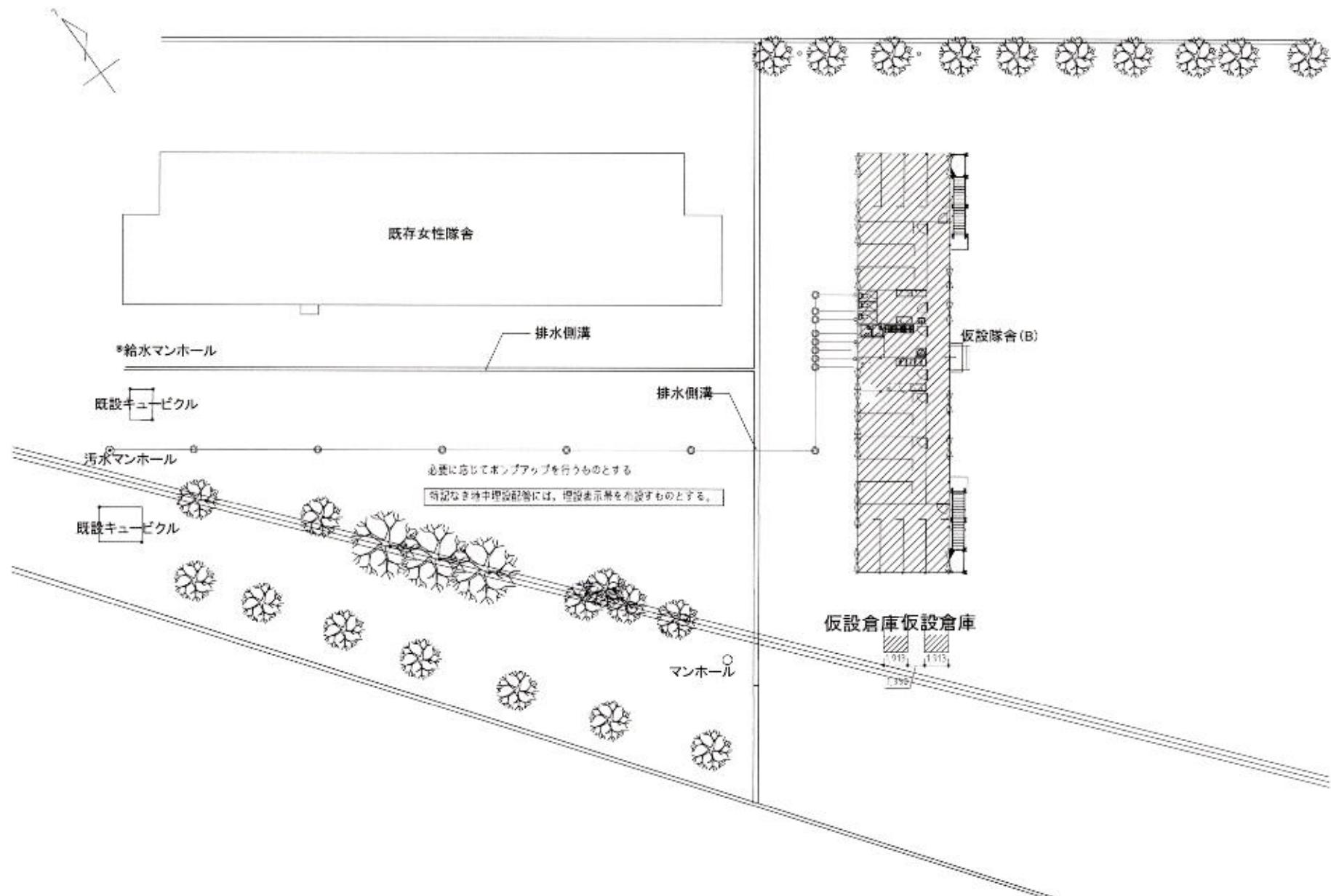
- ① ロータンク方式洋式大便器（ウォシュレット、コンセント含む）
- ② 排除流し
- ③ 洗面流し台（自動水栓、鏡含む）
- ④ 洗濯バин（給水栓、コンセントを含む）
- ⑤ シャワーユニット888（プロパンガス）タオルリング付
- ⑥ 洗面化粧台（レバーハンドル、鏡含む）給湯設備を設けること
- ⑦ 流し台（レバーハンドル）給湯設備を設けること

| 記 号 | 名 称 | 数 量 | 位 置 |
|--------|--------------|-----|-----|
| ■ | 業務放送アンプ（棟のみ） | 1 | 個 |
| ○TEL | 電話モジュラージャック | 2 | 個 |
| ○TEL-6 | 電話着信表示等（ベル付） | 2 | 個 |
| ○TV | テレビコンセント | 2 | 個 |

※ 数量は1棟当たりの、1階、2階の合計数



仮設隊舎（B）の給水設備図（基準）



仮設隊舎 (B) の排水設備図 (基準)